

平成25年第5回定例会

小清水町議会会議録

平成25年第5回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年9月10日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 8号 常任委員会所管事務調査中間報告について
- 第 5 発議第 9号 議員研修会の参加について
- 第 6 意見案第 9号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第10号 道州制導入に断固反対する意見書(案)の提出について
- 第 8 一般質問
- 第 9 報告第 5号 小清水町一般会計継続費精算報告書について
- 第10 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(平成25年度小清水町一般会計補正予算(第3号))
- 第11 議案第50号 町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第51号 小清水町子ども・子育て会議条例制定について
- 第13 議案第52号 平成25年度小清水町一般会計補正予算(第4号)について
- 第14 議案第53号 平成25年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第15 議案第54号 平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第16 議案第55号 平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第56号 緑ダム管理操作制御施設改修工事にかかる契約の締結について
- 第18 議案第57号 スクールバス購入業務にかかる契約の締結について
- 第19 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第20 同意第 3号 副町長の選任について
- 第21 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 第22 認定第 1号 平成24年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	加藤友幸	君
出納室長	瓢子正	君
企画財政課長	鈴木祐之	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	久保弘志	君
産業課長	権藤結	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	河西定博	君
保育所長	横田秀昭	君
高齢者生活福祉センター施設長	斉藤高広	君
教育課長	渡邊等	君
管理課長	金原武浩	君
社会教育課長	瀧口顕	君
図書館長	瀧口顕	君
農業委員会事務局長	権藤結	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志	君
書記	窪田浩子	君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成25年第5回町議会定例会を開会いたします。  
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録除名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は  
3番 下平正吾議員 8番 高橋隆文議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
遠藤満夫議会運営委員長。  
9番。  
○議会運営委員長（遠藤満夫君）去る、9月5日に議会運営委員会を開催いたしまして、種々日程を協議いたしました。会期を今日1日と決定したところです。  
以上、報告といたします。  
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。  
これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。  
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を事務局長から報告させます。  
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。  
本日の会議出席議員数は10名でございます。  
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。  
6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。  
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。  
また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書を付けて報告がありましたので、その写しを配付しております。  
本日の議案につきましては、事前配付に関わるもの以外に意見案第10号、道州制導入に断固反対する意見書（案）を配付しております。  
本日の議案にかかわる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に議案第56号及び議案第57号に係る入札及び契約状況表を配付しております。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたり、ご挨拶申し上げます。

本日は、平成25年小清水町議会第5回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、時節柄公私ともに何かとご多用の中、ご応召を賜り、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

まず初めに、私の町政運営に臨む基本的な姿勢と取り組む施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、私は、去る8月の任期満了による小清水町長選挙におきまして、多くの町民の皆様をはじめ、各方面からの温かいご支援とご厚情をいただき、町政への信頼と期待を担う重大任務を引き続き担わせていただくことになりました。

本町にとりましては、行政課題が山積しているこの時期、町民の町政に寄せる期待の大きさを肌で感じ、改めて果たすべき使命と責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

私は、これまでの二期8年間、進展する少子・高齢社会を念頭に、生まれ育ったふるさと小清水町の自主・自立を基本理念として、町民の皆様お一人お一人が希望を持って安心して暮らすことができるまちづくりを目指して町政を進めて参りました。このことは、三期目を迎えた今も変わることのない、私の町政運営に対する基本姿勢であります。

また、改選にあたりまして、多くの皆様からさまざまなご意見やご要望をいただきましたので、その負託に応えるためにも、これまで以上に努力を重ね、町民の皆様との協働によるまちづくり、自主自立の地方自治体として、健全で効果的な財政運営とさらなる町民福祉の向上を目指して、今後4年間の町政運営にあたりたいと考えております。

以下、三期目の重点となる事項について申し上げます。

はじめに、町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

私は、三期目の町政運営の基本を、一つには、町民の目線に立ち、誠実で公正・公平な町政を行うこと。二つには、地域医療の確保と高齢者福祉の充実を図ること。三つには、町民の皆様とともにふるさと小清水の産業と自然を守り、地球に優しい行政を行うことの3項目について、常に肝に銘じて職務に励む決意であります。

次に、主な施策5項目について申し上げます。

1点目は、基幹産業である農業・商工観光の振興であります。

まず、農業の振興ですが、本町の農業は基幹産業であるとともに、地域経済・社会の発展に重要な役割を果たしており、恵まれた大地と気象条件、さらには農業経営者の皆さんの不断のご努力により、生産性が非常に高く、道内でも有数の農業地帯であると認識しておりますが、他方では、担い手の減少や高齢化、農畜産物価格の低迷、WTOやTPP等の国際規律への対応に加え、生産資材価格等が高止まり傾向であり、厳しい状況が続いております。

こうした中、農業の持続的な発展を図るため、安全・安心な食料生産基地として、土づくりを基本とした農業基盤の整備と維持、自然や環境に配慮した循環型農業の確立を図る必要があると考えておりますので、引き続き基幹産業である農業を守るとともに、強い農業づくりのため各関係機関との連携を図って参ります。

また、畜産につきましては、良質飼料の安定供給による生乳生産の更なる拡大を図るため、道営事業による公共牧場等の草地整備を行うとともに、農業経営システムの主軸であ

る公共牧場・コントラクター・TMRセンター等と連携したゆとりと持続性のある酪農経営と耕畜連携を推進して参ります。

次に、商工業の振興ですが、人が集い・賑わいのある商店街を目指した環境づくりをはじめ、町の顔である商店街を活性化させるため、町商工会及びふれあいスタンプ会とも十分協議させていただき、施策を検討して参ります。特に購買力の町外流出や景気の低迷により、町内商店主や中小企業者は厳しい経営環境の中で懸命に経営努力をされております。そこで、平成22年度から時限措置で取り組んで参りました住宅リフォーム等の一部費用を助成する地域経済活性化事業につきましては、継続の強い要望がありますので、平成28年度までの期間延長と、助成は商工会発行の商品券で行うこととし、商店の活性化を応援して参ります。さらに、平成26年度からの3年間は助成対象となる改修工事費を引き下げ、より多くの町民の皆様にご利用いただける制度に見直しをして参ります。

次に、観光の振興につきましては、自然に恵まれた農村景観を活かした観光ルートに7月にオープンした福太郎（株）小清水北陽工場を加え、旅行業者をはじめ、宣伝媒体等を広く活用したまちの魅力の発信に努めるなど、観光産業の振興を図って参ります。

2点目は、安全・安心なまちづくりの推進であります。

すべての住民が適切な医療サービスが受けられるよう、引き続き本町の基幹病院である小清水赤十字病院との連携により、地域医療の確保に努めるとともに、救急・消防体制の充実強化を図り、町民皆様の生命と暮らしを守る施策を推進して参ります。

次に、特別養護老人ホーム愛寿苑ですが、新しい愛寿苑の改築及び管理運営につきましては、施設は公設、管理は民営化との基本方針に基づき、現在、実施設計と並行して施設の管理運営の受託者の選定を進めておりました、個々の人格を尊重し、利用者のご家族の立場になって行動支援のできる施設として、サービスの充実を図ることを基本とした平成27年度全面改築と指定管理者制度による民営化を推進して参ります。

次に、公共交通の確保対策についてですが、交通対策は過疎地域における町村の共通した課題であります。特に高齢者等の交通弱者と言われる方々にとりましては、町に住み続けるための重要な要素でありますので、公共交通の不便な地域の方々などの日常生活における交通手段の確保策を検討して参ります。

また、日常生活の利便性と行政能率の向上を図る上で市街地の地番表示のわかりにくさも課題であります。今後、関係自治会や住民の皆様とご相談させていただき、わかりやすく、訪ねやすいまちづくりを目指した住居表示の導入についても検討して参ります。

3点目は、安心して暮らすための社会資本基盤の整備であります。

はじめに、安全できれいな飲料水は生活基盤の根幹であり、その確保は行政の責任でありますので、現在、道営事業の営農飲雑用水事業で進めている小清水北地区の早期完了を目指し、恒久的な水道施設の整備を推進して参ります。

次に、町営住宅の整備ですが、入居者の状況や財源を考慮して計画的な改築を検討するとともに、道路・交通網は住民生活や産業経済活動を支える重要な基盤でありますので、道路等の整備につきましても計画的に身近な生活・産業道路網の整備を図って参ります。

また、役場庁舎周辺整備などの社会資本基盤全般について、今後の整備のあり方などを広く検討するため、防災・減災対策を含めて中長期的な視点に立つての基本構想を作成して参りたいと考えております。

4点目は、教育の充実であります。

地域の発展と次代を担う人づくりの基礎となる教育の振興は、まちづくりの重要な課題であり、次代を担う児童生徒の教育環境や生涯学習の振興に適切な支援と整備を推進して参ります。

まず、学校教育につきましては、子どもの視点から考えた教育環境の充実が重要と考え

ておりますので、小学校再編に伴う放課後児童対策等の一層の充実を図って参ります。

次に、まちづくりは人づくりの観点から、次代を担う町民の研修や視察の機会を拡充し、積極的に人づくりを推進して参ります。また、生涯学習施設は防災・減災対策を含めて、住民の安全と安心を確保した施設の充実が重要でありますので、止別公民館の早期改築と老朽化が著しい中央公民館につきましても、その対策を検討して参ります。

5点目は、行財政改革の推進であります。

平成21年4月に自治体財政健全化法が施行され、各自治体の財政判断の目安となる健全化判断比率の公表が義務づけられました。行政運営は最小の経費で最大の効果を上げることが基本であり、今まで第4次小清水町行財政改革大綱に基づき、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、着実に行財政改革を推進してきたところでありますが、今後の4年間においても無駄を省き、効率的な行財政運営を目指し身の丈にあった財政運営に努めて参りますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

三期目の町政を担わせていただくにあたり、私の基本姿勢と主な施策について申し上げましたが、ご承知のとおり、今日の自治体を取り巻く環境は極めて不透明な状況にあります。加えて、我が町でも少子高齢化が進んでおりますが、小さな町だからできることや、小さな町だからしなければならないことなど、町民の皆様とともに考え、しっかりと見極めることが大切だと考えております。

私自身に足らざる点が多いことを自覚しつつ、これからも自主自立のまちづくりを基本に、小清水町が将来にわたって安定した歩みが続けられるよう、安心して働き暮らせる、そして、将来を担う子ども達に誇れるまちづくりの実現のため、職員とともに汗を流して参ります。

以上、就任のご挨拶と所信の一端を申し上げましたが、効率的な行財政を推進し、小清水町に住んでいる喜びが実感できるよう、町政に果敢に取り組んで参りますので、町議会議員の皆様並びに町民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会にご提案申し上げます案件でございますが、報告案件は一般会計継続費の精算報告1件、承認は専決処分した事件1件、条例関係は町税条例の一部改正と小清水町子ども・子育て会議条例の新規制定各1件、補正予算は一般会計補正予算など4件、契約の締結は緑ダム管理操作制御施設の改修工事など2件、組合規約の変更は北海道後期高齢者医療広域連合規約1件、同意は人事案件2件及び平成24年度小清水町各会計歳入歳出決算の認定1件、合わせて14件をご提案することとしております。

各議案につきまして、よろしくご審議の上、原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明は、ごく簡単に行ないますのでご了承願います。

行政報告書3ページの下段右側、農作物作況調査であります。別紙「農作物生育状況調査報告書」をご覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先における降雪や降雨などの天候不順により、蒔き付け作業が大幅に遅れたところがございます。その後は、天候も安定し生育も幾分回復してきておりましたが、7月に入り極端な高温や雨不足によって、小麦をはじめとする主要3品、さらには、牧草にも影響が及んでいる状況となっております。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より9月1日現在における調査結果が公表されましたので、その内容について補足説明をいたします。

秋まき小麦・春まき小麦は既に収穫を終え、粗原収量は、キタホナミが反当たり10.69俵と昨年より約2俵下回る結果となりましたが、春よ恋は8.08俵と平年並みとな

っております。

馬れいしょは5日遅れで、JAの坪堀り調査によりますと、収量は平年をやや下回るものの、ライマンについては平年を上回る結果となっております。

てん菜も同じく5日遅れで、9月4日に実施されたホクレン原料所の調査によりますと、収量は平年を下回り、糖分は8月中旬以降の降雨の影響により平年並みの結果となっております。

豆類は、大豆が1日、小豆が2日早く、収量は平年を上回るものと見込まれております。

飼料作物のデントコーンについては4日早く、収量は平年並、牧草は10日遅れで、収量は平年を大きく下回る状況となっております。

以上のような調査結果から、蒔き付けの遅れや雨不足の影響が懸念されるところでございますが、馬れいしょ、てん菜につきましては、これから収穫までの天候やほ場の管理によっては、十分平年並まで回復することが期待されますので、農業者の皆様をはじめ関係者一丸となって、より一層の努力をして参りたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎発議第8号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、発議第8号、常任委員会所管事務調査中間報告についてを議題といたします。

総務文教常任委員会から、第2回町議会定例会において付託された事務調査の内、教育行政について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、報告を受けることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、中間報告を受けることに決定しました。

総務文教常任委員長の発言を許します。

下平正吾総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（下平正吾君） 承認を得ましたので、中間報告をさせていただきますと思います。

皆様のお手元に報告書があるかと思っておりますので、見ていただきたいと考えています。

まず、教育行政についてということになってございますけれども、主に図書館の指定管理制度について、調査の結果を報告書に基づいて説明させていただきたいと思っております。

まず1枚目めくっていただいて見ていただきたいのですが、平成24年の12月から25年6月にかけて、3カ所の図書館を視察調査してございます。

中標津町の図書館、それから釧路市の図書館、千歳市の図書館と、それぞれ指定管理制度をとっていますが、その内容が若干異なりますけれども、それについては、次のページの調査1、調査2、調査3を見ていただければわかると思います。そこを後で見ていただきたいと思っております。

そこで、最後にまとめのところを説明させていただきたいのですが、公立図書館は、社会教育の精神に基づき、住民が平等に教養や知識を得、調査研究できることを目的とし運営するべきものであることから、町立図書館の運営にあたっては、町民の立場に立ったサービスの向上と、安心して利用できる施設でなければなりません。

このような観点から、総務文教常任委員会として、図書館の指定管理者制度について、先進的な図書館の視察を行いました。



視察した図書館は、運営する指定管理者が地元が設立された財団法人や全国ネットの企業、地元企業など、それぞれ異なった管理体制のもとで運営されております。図書館の指定管理者制度を考察する上で大変参考となったと思います。それぞれの指定管理者は、住民サービスの向上や経費節減に様々な工夫をされており、直営図書館とは違う側面を視察することができました。これらの視察結果を基に、今後の町立図書館のあり方について、総務文教常任委員会としての所感をまとめました。

丸3つ付いたものが下にありますが、まず一つ、図書館の指定管理制度の移行の可否について、視察した図書館では、指定管理者制度に移行することで、開館時間の延長や接遇の向上など、住民サービスが充実していた。また、結果として、どの図書館も経費が節減されていました。

以上の理由により、一定の要件が整えば、町立図書館の運営指定管理者への移行することは有効であると思われまます。

下の指定管理者についてですが、想定される指定管理者として、非営利団体や図書館運営のノウハウをもった企業、地域に根ざした地元企業などが考えられるが、その形態にとられることなく、町民が安心して利用できる、安定した継続性のある運営をすることができる指定管理者を指定することが重要だと思ひます。

最後に、指定管理者制度に移行する場合の留意点を4点ほど掲げてございます。

まず一つ、図書については、可能な限り町内業者から購入するべきと考えております。

職員の配置については、司書をはじめ、必要な人員を配置し、接遇などのサービスが直営時よりも低下することのないように配慮し、仕様書に明記すべきであるというように考えてございます。

指定管理者制度に移行後も、モニタリング調査などによる運営体制のチェック機能を構築するべきことも必要だと思ひます。

町行政の責任のもとで、常に町民の声に耳を傾け、サービスの向上に努めていかなければならないと思ひています。

以上、総務常任委員会の意見として中間報告をさせていただきます。

なお、今後、小学校・中学校の生徒の学力向上のために、どのようにしてこの図書館を教育委員会が指定管理者との連携のもとで指導していくのか、これから問われるかと思ひますので、十分、その辺も我々常任委員会も含めて進めていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

#### ◎発議第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第9号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

10月25日、斜里町で開催される北網ブロック町議会議員研修会に議員全員で参加することといたしたいと思ひます。

お諮りいたします。

これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、予め議長に一任されたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎意見案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第9号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案を説明申し上げたいと思います。

道教委は「新たな高校教育に関する指針」2006年に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたと。それによって、全道では、現在までに16校が募集停止、11校が再編・統合によって削減されております。

配置計画で、再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する減少が生じている。さらに、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念まで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を、地元からの入学者が20名を切っていることを理由に募集停止とした。このことは、教育の均等を保障すべき道の責任を地元に移嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらした。

このように、新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。これは、そのまま地方の切り捨て、ひいては、北海道地域全体の衰退につながる。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要である。

以上、趣旨に基づき、次の事項について要望していきたいと思います。

一つ、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけではなく、経済・産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

二つ目、公立高等学校配置については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等の補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子ども達も制度の対象とすること。

四つ目、障害のある・なしに関わらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことができる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思いますので、十分検討していただき、採択されますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第9号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第10号、道州制導入に断固反対する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、遠藤満夫議員の説明を求めます。

9番、遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）道州制導入に断固反対する意見書案、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要望してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村において、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州制はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政の距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体として国の増強につながるものであると確信している。

よって、我々小清水町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
皆様の慎重審議の上、原案に賛成を賜りますようお願い申し上げます。  
以上です。

- 議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。  
意見案第10号、採決いたします。  
原案のとおり決するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、意見案第10号、原案のとおり可決されました。

#### ◎一般質問

- 議長（坂田秀昭君） 日程第8、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
7番、工藤孝一議員。
- 7番（工藤孝一君） 先に通告してあります一般質問、3項目について質問いたします。  
まず、1点目ではありますが、自治基本条例制定について、地方自治を守り、活力あるまちづくりを目指し、町民・議会・行政職員が一体となり、条例制定へ向け、学習・議論をする場所を設ける必要があります。町長の所見を伺いたいと思います。  
2点目ですが、図書館の指定管理者制度についてですが、小さいからこそつくれる自治体の存在を底から支えているのは、町民による文化の力だと思います。20年来、文化の発信地にしようと図書館事業に協力されてきた方々も含め、数年の時をかけて町民も主体的に加わった政策決定を取り進めるべきだと考えます。町長の所見を伺います。  
3点目ではありますが、夏冬休み中の部活バス運行についてであります。  
小中学校の生徒・児童、それぞれ部活・少年団・クラブ活動にと盛んでありますが、休み期間は運行されてはおりません。旧へき地校地域からの送迎について、親の時間的負担が重くなっております。休み期間も実施すべきと思います。  
網走市教育委員会では、平成14年から8路線で土曜日も含め、少年団は部活に準じてあわせて休み中の運行を実施しております。所見を伺いたいと思います。
- 議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。  
林町長。
- 町長（林直樹君） まず、1点目の自治基本条例制定についてのご質問にお答えしたいと思います。  
自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりを「誰が」「どんな役割を担い」「どのような方法で決めていくのか」といった基本ルールを定める条例であり、全国で270を超える市町村で制定されております。  
地方分権社会においては、地域の実情にあった独自性のある自治体運営が求められるようになり、町民が豊かさを実感できるまちを実現していくためには、行政や議会に委ねるだけでなく、町民自らが自治の担い手としてまちづくりに参画することが必要であり、そのルールが明確に定められるという点では、条例制定には大きな意義があるものと考えま

す。

しかしながら、どの条例を制定する場合でも、その条例の必要性や合理性を支える社会的・経済的、あるいは文化的な立法事実が必要でありまして、自治基本条例にあつては、町民自らがまちづくりに積極的にかかわって、まちのあり方を考える、意見を述べる、あるいは行動するという町民の実践意識が必要不可欠であり、質問にありますように、町民・議会・行政が一体となった学習・議論を進めるにあつても、そういった町民の実践意識の高まりがないと、行政主導に偏った実現性のない議論になりかねません。

本町では、第5次総合計画基本計画における自主自立のまちづくりの推進の基本方針において、積極的な情報の公開と住民提案型のまちづくりを推進することとしており、自らまちづくりを実践しようとする機運も高まりつつあります。

今後も、さらなる町政に関する情報の提供と、町政に対する意見・要望等を聞く機会を広げ、町民のまちづくりに参画する意識の醸成に努めるとともに、町民の声を広く聞く中で、条例制定に取り組む真の必要性について検討して参りたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） 続きまして、2点目の図書館の指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

私も図書館は生涯学習の場、そして余暇活動の場として大切な文化施設であり、蔵書の充実はもちろんであります。住民サービスや利便性の向上等が町民の皆様方の教育と文化の発展に寄与するものと考えております。

本町の図書館は、町民の皆様方からの要望を受け、昭和46年度に元開拓農協庁舎2階に設置し、その後、平成7年度に現在地へ移転建設し現在に至っております。

また、運営にあたりましては、設立当初は図書選定委員会の皆様方、その後は、現在まで図書館協議会委員の皆様方からご意見等をいただき、昭和54年度からは午後8時までの開館時間の延長、平成18年度からは日曜開館を行うなど住民サービスに努めて参りました。

ご質問の指定管理者制度につきましても、住民サービスの一層の充実を図るという観点から指定管理者への移行を図るもので、指定管理者の指定にあたりましては、民間事業者の旺盛な活力を活用し、より魅力的な、そして利用者の満足度の高い施設にしたいとの考えで、サービス向上の方策や魅力を高める事業等について、意欲的で創意工夫のある提案を期待し、広く事業者を募集したいと考えておりまして、このことにつきましても、図書館協議会委員の皆様方をはじめ、関係者の皆様方からのご意見等をいただきながら時間をかけてご協議し検討いただいたところでございます。

このようなことから、指定管理者への移行につきましても、図書館に係る関係機関、団体の皆様方と協議しながら進めてきたと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目の夏休み等長期休業期間中の部活バス運行についてお答えいたします。

スクールバスの運行に関しましては、基本的に登下校時における児童生徒の通学手段の確保を目的として運行しているものであり、現在の運行体制につきましても、小学校再編を契機として、運行路線及び運行回数等の見直しを行い、7路線、登校1便・下校4便を基本として運行しているところであります。特に、下校便に関しましては、中学校の部活動・小学校の少年団活動・放課後子ども教室に対応した帰宅支援を含め運行しているものであります。

ご質問にあります、長期休業中及び土曜日に係る部活動等を対象としたスクールバスの

運行は実施していないものであり、近隣町村の状況といたしましても、網走市以外の市町村では対応していないものと教育委員会では承知しているところであります。

また、学校及び保護者の方からの教育委員会への運行要望等につきましては、事案がない状況となっております。

なお、長期休業中の中学校の部活動の状況として、各部での練習時間帯や練習場所が1カ所ではないこと、また、小学校の金管バンドの練習は、8月上旬のコンクール参加へ向けて朝から夕方まで練習を行うものの、コンクール以降の休業期間中の練習は休みとしているなど、部活動・クラブ活動・少年団活動の全てを網羅したスクールバスでの送迎運行は、現況では難しいものと判断しております。

今後、教育委員会としては、学校とも協議を行いながら、保護者等にどのようなニーズがあるのか、そのニーズに対応するためにはどのような課題があるのか、もう少し時間をかけて検討して参りたいと考えておりますが、基本的には長期休業中の児童生徒の部活動参加や生活管理につきましては、各家庭において対応いただくべきものと考えておりますことにご理解を賜りたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）ただ今、質問しました事項についてご答弁いただきましたが、1点目の自治基本条例制定についてであります。町長おっしゃるとおり、町民自身による実践していく意識が大事だというのは、私も全く同感であります。そういうことも含めて、近隣町村であれば、自治基本条例制定までのさまざまな取り組みがなされております。斜里町においては、本年4月から施行されておりますが、それまでに「まちづくり基本条例をつくる会」という形で、公募で検討をされて、2年間検討されました。美幌町では、一昨年、平成23年4月施行であります。「みんなで創る自治基本条例町民会議」をもって、条例制定まで広く会議を開いております。訓子府町では、まだ制定されてはおりませんが「まちづくり推進会議」、各連合自治会から推薦されて28名でまだ継続中ではありますが、近隣町村では、時間をかけたこういった地域づくり、町のルールを基本的にみんなが共通の認識にしていくかを議論して制定したり継続しております。ぜひ、こういった条例制定についても、議論できるそういうような場所をつくっていただくことを強く望んで、再度、ご答弁いただきたいというふうに思います。

2点目については、渡邊教育長さん、時間をかけて関係者ともご協議されてきたということですが、私の趣旨は、行き違いがあったらあれですが、図書館事業にも協力されている方々の声を若干あげたのですが、そういう方も含めての情報の共有もされているということを受け止めたいというふうに考えます。

3点目ですが、夏休み中の部活バスについてですが、これは土曜日も含めてということでご質問しましたが、特に、土曜日での取り組みについては、国は、文部科学省の来年度に向けての土曜授業も実施すると言いますか、検討している。まだ正式決定ではないというふうに聞いておりますが、国の文部行政もにらみながら、土曜日のスクールバスの運行実施について、協議していけないものかなと思うのです。特に、教育委員会が実施しております、スポーツ推進委員さんが主体となってやっという「わんぱくスポーツ塾」があります。周辺校から多くのお子さんが通っていらっしゃる、再編統合後、なかなか送り迎えも大変だという声も出ていますので、そういう親御さんのご意見を、今後、十分集約されていかれることを希望します。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）まず、1点目の自治基本条例制定についてお答えしたいと思います。

工藤議員は、近隣町村の状況等々お話をされておりました。私も一部承っているところもあります。ただ、全国的に言うと、1千700を超える全国で市町村がある中で、現実には、まだ270市町村くらいしか制定されていないという実態にあるのだと。率でいくと約16%くらいの市町村が制定しているということでございますので、まだ2割に達していないということでございます。それはそれなりの理由があるのだと私は思っております。一度目の答弁でもお話ししたけれども、行政があまり主導的に進めすぎると住民はついて来られないという、そういったこともありますので、住民の皆さん方が、こういった基本条例の制定について意識が高まってきたときに、私はそれなりの動きをして制定すべきものでないかというふうに基本的に考えております。したがって、それを誰がどういう時期に把握するのかという問題もありますけれども、やはり、私は、行政、行政ということで突っ走る必要はないのではないかと。町民の皆さん方のそういった機運を判断した中で、こういった取り組みに取り組んでいってはどうかというふうに考えております。決してこういう条例が必要でないということではないのですが、そういったことも含めて、今後、取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

3点目のバスの運行に関してのお話ですが、土曜日のお話で、文部科学省が今、土曜日の授業を検討しているというのは、非公式に、まだ正式には来ていませんが、情報としては、ご承知のように「全国学力学習状況調査」で、非常に小清水の学力水準が落ちているということで、あわせて、子どもたちの体力についても、昔からみると非常に劣っているということで、体力と学力の向上が文部科学省・北海道教育委員会においても大きな学校教育の課題となっております。

ただ、土曜日の関係については、当然、土曜日を学校の授業とすると、先生の配置だとか、今、週休二日制の対応になっていきますので、この辺に伴う教員の配置だとかを、あわせて検討していく必要があると思います。ただ、今、文科省が土曜日の授業については、あくまでも現教員ではなくて、いわゆるボランティア。例えば、大学生だとか、そういった民間の講師のボランティアを利活用して、月のうち週1回、2回ないし実験できないかということで、そういった思案の最中ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

小清水のバス運行については、休業期間中は先ほど説明したように運行しておりません。あくまでも、今、小清水の教育委員については、再編を機に、小学校を中心とした放課後子ども教室、学校の授業がある放課後については、下校便と含めて、小学校の体育館で放課後子ども教室の子どもたちの帰宅支援、あわせてスポーツの向上を図るということで、少年団活動のバス運行については、臨時便として2便、下校便の他に運行しております。小清水のこういった帰宅支援については、全道的にも例がない、小清水らしい大きな特徴かなと思っておりますので、先ほど町長の説明にもあったように、放課後子ども教室については、今後とも充実をしたいということでございますので、教育委員会は、まず放課後子ども教室、いわゆる学校の授業日における放課後対策としてスクールバスの活用をまず充実をしていきたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、スポーツ推進委員が実施している「わんぱくスポーツ塾」、これについては、土曜日、月1回程度行っているのですが、この辺については、スクールバスではなくて、もしどうしてもアシの確保が必要であれば、社会教育バスの事業を今後検討して参りたいということで、これについても、そういった保護者のニーズをこれから調査しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

次に、8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）8番。それでは、先に通告しております2点について質問をいたします。

まず1点目、原生花園のネナシカズラ対策と自然環境・自然景観の維持についてでございます。

網走国定公園小清水原生花園の恵まれた自然環境の普及とその活用効果を高め、かつ、天然の花々と雄大な自然景観を求め訪れる観光客に対し、休息と憩いの場と情報を提供するとともに、自然に対する理解を深めるために各施策を講じているところでございますが、近年、原生花園の中にネナシカズラが散見され、この発生が年々拡大をしている状況にあります。秋になると、網状に黄色く他の植物を覆うようになり、自然景観・自然環境上も危惧される状況でありまして、各関係機関と連携して除去等対策が必要かと思われませんが、ネナシカズラ発生状況、ネナシカズラ対策について、町長の所見を伺いたいと思います。

2点目、道教委が決定いたしました「公立高等学校配置計画」に関し、小清水高等学校の募集停止について、今後の課題と対策についてでございます。

道教委が2014年から2016年度の「公立高等学校配置計画案」が6月4日に公表され、小清水高等学校が、中卒者の状況・学校規模・募集定員に対する欠員の状況・地元からの進学率等総合的に勘案し、2016年度に募集停止とした素案が示されました。9月3日には、計画どおり2016年度募集停止と決定されました。

公表から3ヶ月間経過いたしまして、行政としてこの間、高校存続推進会議等連携して高校存続要請活動、取り組みを行ってきたと思いますが、その経過について、また、今後の課題・対策についてご所見を伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）1点目のご質問にお答えします。

原生花園の植生回復につきましては、オホーツク総合振興局長を会長とし、関係機関や大学の研究者で組織する「網走国定公園小清水原生花園風景回復対策協議会」が主体となって、火入れの実施やヨモギ・ネナシカズラの雑草除去作業をそれぞれ年1回行い対策を講じているところでございます。

本来、ネナシカズラは外来種ではなく、元々原生花園に自生する在来種に属するため、除去することはできないこととなりますが、ご指摘のとおり景観上好ましくないことから、天覧が丘周辺に限って除去することを特別に容認していただいている状況でございます。

発生状況につきましては、ネナシカズラの種子は地中に相当量が埋まっていると考えられており、その年によって増えたり減ったりしますが、気温が高い年は発芽が促進され、原生花園全域で増える傾向が強いられております。

対策といたしましては、除草剤の使用が植物の生態系上認められないことから、今のところ人海戦術による除去しか方法はありませんが、発芽実験によると、8年間埋設した種子のうち約3割は生き残っている結果となっておりますので、完全に除去することは非常に難しいこととなります。

いずれにいたしましても、国定公園という性格上、手法が限られ対策が取りにくい状況にありますが、引き続き関係機関や有識者の方達と調整を図り、植生の回復に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。



○教育長（渡邊等君）続きまして、2点目の小清水高等学校の募集停止に係る今後の課題と対策等についてお答えをいたします。

初めに、公立高等学校の配置計画に関しましては、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業者数の状況を踏まえ、生徒の進路動向などに対応した学校・学科の配置や規模の適正化を図るために、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条の規定に基づき高校配置計画が策定されているものであります。

高校配置の考え方の概要といたしましては、全日制課程にあつては、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし再編整備を行うこと、学級定員に関しては、高校標準法に基づき40人とすること、また、小規模校の取扱いとして、第1学年2学級以下の高校は原則として、中卒者数の状況・学校規模・募集定員に対する欠員の状況・地元進学率を勘案し、順次、再編整備を行うこととされているものであります。

次に、小清水高等学校の状況につきましては、平成20年度より間口減となり、第1学年が1学級の学校規模となり、生徒数の確保や地元進学率の向上等が課題となっていたところであり、特に、平成22年度以降の地元進学率は、50%を大きく下回る29.2%まで下がったことや、網走市内中学校からの進学者が減少していること、また、平成24年度第1回目の小清水中学校第3学年の進路希望調査において、小清水高等学校を希望する生徒数が7名であったことなど、非常に厳しい状況にあるものと認識していたものであります。

高校配置計画は、翌年度以降3年先までの計画を策定しているものであり、平成24年度に策定の平成25年度から平成27年度までの計画においては、オホーツク東学区内の各高校においては、平成27年度までの配置が計画されておりましたが、平成28年度以降の見通しとして、学区内において1学級減の調整が必要とされていたことや欠員の状況を踏まえた定員調整が必要とされていたところであります。

また、平成25年度に策定の平成26年度から平成28年度までの配置計画において、先ほどご説明いたしました地元進学率等が非常に厳しい状況にあるものの、平成26年度にいきなり募集停止とすることなく、小清水高校への進学を選択肢が少しでも伸びるように、また、町民に対する十分な周知期間を確保するよう、道教委に対し要請するなど、対応してきたところであります。

教育委員会といたしましては、要請に対する道教委の回答を受けまして、非常に厳しい状況である旨、小清水高等学校存続会議に報告・協議を行うとともに、小・中学生の保護者にも説明し対応してきたものでありますので、これまでの存続活動に対するご理解をいただきたいと存じます。

ご質問にあります、6月4日の平成26年度から平成28年度までの配置計画案の発表以後における対応といたしましては、存続会議の大澤議長・鬼塚教育委員長・私の3名で道教委を訪問し、計画案の背景の確認や存続期間中の在校生の教育機会の適正な確保などの要請を行うとともに、存続推進会議を開催し、非常に厳しい選択肢を受け入れなければならない状況であることを報告し理解をいただいたところであります。

また、今後の課題等ではありますが、閉校まで在籍する在校生の教育機会への配慮を行うよう道教委へ要請するとともに、募集停止以後における支援策につきましては、道教委が実施している補助制度の活用を行うとともに、町の支援策に関しましては、全道的な支援の状況などを参考としながら、今後検討して参りたいと存じますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、小清水高等学校募集停止に関する対応等の答弁とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）1点目の原生花園のネナシカズラ対策の関係ですが、ネナシカズラについては、在来種というお話の中でなかなか対策も難しいというお話でしたが、私の聞いているところによると、在来種のネナシカズラはほとんど淘汰されてしまって、道内あまりないんじゃないかと、あるのがほとんど珍しい状況であるというような話をする方もおまして、現在発生しているネナシカズラについては、ほとんど穀物、また、草等にも混ざって外来種がほとんどであるというようなお話を聞いております。この点、外来種ではなくて在来種なのか、再度お聞きしたいと思います。

2点目でありますが、高校の募集停止の関係ですが、これについては、先に新聞等々でご承知のとおりだと思いますが、この存続対策については、町のいろんな施策の中でも講じてきているところでありますが、高校存続対策事業の中で、事業の期間として平成24年から平成26年までということに期間として位置付けられております。この募集停止の発表後の事業実施期間について、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

先ほど教育長も言われましたが、今後の対策について、道教委で出しておりますいろんな補助制度を活用しながら進めていきたいというお話もございました。先ほど意見書にもありましたが、なかなか町内にとって難しい問題もいろいろございますので、特に道教委の方では、遠距離通学補助制度を一つとりましても、いろんな条件等が付いております。町の今までの高校存続対策事業の関係では、バス通学関係一つとっても道とはまた違う対応になってございますので、その通学制度を含めた今後の対策、また、通学に対する交通網の整備等いろいろ問題もあろうかと思っておりますので、その辺の考え方を再度お聞きしたいと思いますし、また、この件に関しましては、斜里郡3町の連携の中でいろいろ今後も進めたいと先般のお話もございましたので、斜里郡3町の連携のあり方等々、再度お聞きしたいと思いますし、これら今後いろんな対策等もまた講じていかなければならないんだろうと思っておりますが、この協議をする場にあたって、どのような場所を提示してこれからの対策・説明にあたっていくのか再度お聞きしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

権藤産業課長。

○産業課長（権藤結君）1点目のネナシカズラが外来種か在来種かということですが、先ほど町長の方からもありました対策協議会に参画しております岐阜大学教授の確認によりますと、ネナシカズラはあくまでも原生花園にもともとあった在来種ということで確認をしております。

道内ほとんどないということですが、まず、ネナシカズラの種子が直径2ミリくらいあり、この大きさだと風による拡散はないだろうと、それと、種子を覆う果実もないために鳥による拡散もないだろうと。したがって、原生花園でいくら増えても農地などに広がる可能性はほぼゼロというふうに言われています。

先ほども言いましたように、地中に相当量埋まっているということで、なかなか絶滅することは難しいのですが、根気よく人海戦術でやっていくしか方法はないのかなというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）高等学校の関係に関しましてお答えしたいと思います。

まず最初にですが、現在の支援している高等学校存続に係る町の支援についてですが、今年も7百数十万円当初予算で計上しています。これについては28年度募集停止になりますが、このままでいくと30年3月閉校予定となります。ですから29年度、来年26年度、27、28、29年度4年間については、これまで支援してきた内容を精査しながら、今、高校についてはキャリア教育を視点とした講師の派遣が大きな目玉になっていま

す。また、制服と教科書の助成。網走の中学生が今後いない予定でありますので、バス通については今年度で終了することになっていきますので、後は海外ニュージーランドの派遣事業だとか、基本的にはキャリア教育を中心とした高校の助成については、今後とも町議会に予算を計上しながら、次年度以降も高校が存続する間は支援対策として継続していきたいと教育委員会は考えております。

また、次の道の支援策については、通学区域内、通学区域内ということは東オホーツクですから、網走・大空・斜里・清里に通う生徒については、道の一定の支援があります。これは、公共交通手段で行った場合については定期券の購入を原則として、バス、公共交通手段の通学支援を1万円を超えた実費負担の助成をしています。また、下宿代については、2万5千円を上限として1万円を超える分について助成しています。あくまでも東オホーツク内通学区域の支援で5年間の時限立法です。先ほど町議会の意見案の提案されましたが、5年の撤廃をしていただくような要請も、できれば私も先日、鬼塚委員長と行ったときには、道教委にもそういった現有の支援策をぜひ拡充していただきたいという要望もしております。ただ、現状の補助制度としては5年間、一定の通学区域内ということで制限があります。これらについては、所得制限を設けるといような改正案も、今、所得制限がなく全員があたる制度となっておりますが、高校の授業料も政権が変わって所得制限が設けられる予定です。授業料が9百数十万の所得制限なのですが、これは収入です。現有の北海道のバス通の支援については、5人家族でおおむね650万程度の収入が上限となっておりますので、そういった一定の所得制限がありますので、これらの動向が今後改正されるのかどうか、今後大きく見守っていきたいと考えております。

道の支援制度をまず基本としながら、今後支援策のあり方を検討して参りたいと考えております。

また、3町の連携ですが、小清水高等学校が間口停止となることによって生徒数の減少が予想されます。こういったことで生徒数が減っても近隣校である清里高校との新しい高校の連携教育をぜひお願いしたいということで道教委には要請しています。

また、生徒数が減れば先生の数が減ってきます。これも一度に減らないように加配を充てるように道教委にも今要請を行っているところでございます。

基本的に公共手段がないので、斜里・清里、浜小清水から列車で行く場合については斜里・清里対象となるのですが、バスがないのでそういった交通支援をどうあるべきか、町長にもお願いをして斜里・清里の首長さんにもお願いしながら、そういった制度をお願いするような形で今、町長にもお願いしているところでございます。

今後、28年募集停止に向けてそういう対応しなければダメなのですが、保護者にも町民にも間もなくこういった募集停止になる周知を行いながら、小中学生の保護者にも12月までにはPTAに逐次説明を行う予定であります。

対策の支援については、今、存続会議があるのですが、存続会議を発展的解消するか、教育委員会が主導となって、まずは道教委の支援策を検討しながら町議会の皆様方にもご協議申し上げながら、そういった対策を検討できる検討機関を立ち上げていきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）原生花園のネナシカズラの関係ですが、今、産業課長説明いただきましたように、なかなか種子的に伝播するのは難しいというか、してないだろうというお話でしたが、当初、農地にも何年か前に発生いたしまして大変問題になりましたときには、そういうお話も事実ありました。最初はまとめて焼却をしてきちんとなさなければ、なかなか退治できませんよというお話でしたが、気候の変動なのかわかりませんが、原生花園の

環境を見ておられますと、先ほど申し上げましたように年々拡大傾向にあるということから、その生育過程というのも十分調査する必要があるだろうと思いますので、さらに関係機関へいろんな要請をして、対策に講じてもらいたいというふうに思います。

このネナシカズラについては、仮に種子的な伝播ができるということになると、小動物や鳥類等にとりまして農地関係への拡大も懸念されるわけでありまして、ネナシカズラについては農業上、農作物・園芸作物に寄生して多大な生育を阻害するというので、農業上重大雑草の害草として位置付けられている面もありますので、一つ再度各関係機関に要請をし調査していただけるようお願いをしたいと思いますので、こういった関係に調査をお願いするのかお聞きしたいと思います。

2点目の高校の関係ですが、これから存続会議になるのか教育委員会が主導的な役割を果たしているいろんな対策に応じていくのかということでありまして、いろんな部分も含めて、先ほども交通網も含めて近隣町村と連携をとりながらというお話もございましたが、ぜひ今後の対策も含めて、斜里郡3町とどこでそういった対策等を町民の方、父兄の方々に説明するのか、どのような対策を講じていくのかということも教育委員会が主導となってこの推進会議をもってするのか別な組織をつくるのか、その対策を講じる器もきちんとつくっていただければと思いますので、再度お聞きしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）1点目の原生花園のネナシカズラの関係のご心配の点について、お答えしたいと思います。

先ほど権藤課長から、岐阜大学の津田先生がここ10年以上、原生花園の植生回復に携わっていられる方でございまして、その人の見解については、先ほど産業課長からお話ししたとおりでございます。

一方、高橋議員のご指摘は、そうではないよと、農業で非常に心配だというようなことのお話でしたので、これをどこに調査をお願いするかということも必要でしょうけれども、その前にもう一度、小清水原生花園で植生回復調査をされている岐阜大学の津田先生に、今のご質問等々について、こういう質問も議会でもしましたよと、今後どのようにしたらいいのかということも含めてご協議させていただきたいなど。その結果、心配があるということであるという調査も必要だというようなことのご指導いただければ、今後またそのことについては検討して参りたいというふうに思いますので、まずは津田教授と相談させていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）高等学校の募集停止になったことに伴う支援施策ですが、基本的には今、存続推進対策会議で存続に向けての推進策を検討している機関があるのですが、基本的には募集停止となれば存続会議という名称はふさわしくない、私の個人的な見解ですが、そう現時点では考えています。

まずは、北海道教育委員会が新しい形で通学補助制度をいつ時点で改定するのか、この改定を見守りながら、まず教育委員会が主導となって道の支援策がどうあるべきか検討しながら、これまで網走方面に通っている卒業生がだいたい85%、40人の卒業生ですと85%がだいたい網走、東学区内に通学しています。今後どうなるかということはまだ予定はできませんが、当然85%の方ですと30数名の支援を検討して、全部道が補助でひろっていただければいいのですが、果たしてそうなるかどうかというのは、所得制限がでたときに、うちの保護者がどういった所得になるのか、所得というのは特に農業の場合、

毎年変動しますので、そういった収入判定が実際どうなのかというのは、大きくこれから見守っていく必要があると思っています。ただ、先ほどお話ししたように、清里については、非公式には今20名を切ると募集停止になります。清里校はキャンパス校の維持という大きな目標があります。以前から小清水中学校卒業生、2、3名でいいので是非来ていただければ、お願いできないかなという清里高校としての希望があります。こういったことについては、町長にもお願いしているように、今、交通手段がないのですが、マイクロバスやタクシーで通学支援をしていただければ、清里高校独自の支援策も見えてくるのかなと思います。斜里に通学する場合どういった形になるのか、これから斜里町としてどう対応してくるのか、これは斜里町の大きな財政があるので何とも言えませんが、ぜひ町長にお願いしたいのは、清里・斜里についてはそういった支援をお願いしたいということで、町長にお願いしているところでございます。

ですから、こういった検討組織を立ち上げるかについては、これから道の補助制度を見守りながら、基本的にはまず教育委員会で検討して、総務文教常任委員会の中でいろんなご提案なりご協議をさせていただくのが基本かなと思っています。また、そのうちに保護者のニーズもこういった要望が出てくるのか、あわせてそういった声を聴きながら、基本的には次年度、そういった大きな支援策のあり方の柱を立てていきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）次に4番、森浩議員。

○4番（森浩君）質問事項については先にお渡ししてありますので、私の方で読み上げて提案いたします。

火災報知器の設置についてですが、北海道では23年6月1日から全ての住宅に火災報知器の設置が義務化されております。それに先立ちまして、斜里地区消防組合では、平成21年6月1日より経過措置を3年間もち取り組んできたところでございます。

聞くところによりますと、設置率が管内、斜里地区消防組合内でも小清水町はあまり良くないということは指摘されておりました。町民の財産と命を守る立場から、設置率の向上をどう考えておられますか、伺いたいと思います。

二つ目ですが、小清水町の特性を活かした滞在型観光の開発でございます。

ご存じのように、原生花園・ハイランド小清水725・はなやか小清水などがありまして、来客数は東北大震災以前に回復しつつあるということを報告されておりますけれども、しかし、町民の目線で見ますと、街の中、観光客らしい人というのを見かける風景がほとんどありません。ご存じのように、小清水町は風光明媚、また、安全な食べ物、まちおこしに頑張っている人々がおります。ぜひこれらを踏まえた中で、滞在型観光をどう発展させていくか、所見を聞きたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

まず1点目のご質問にお答えしたいと思います。

平成18年6月1日に改正消防法が施行され、新築住宅の居室や階段上などに住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、既存住宅の設置期限は本町においては、義務設置開始日を平成21年6月1日とし、設置場所は寝室及び階段室と定めております。

ご質問は、本町における火災警報器の設置率が低いとのご指摘で、設置率向上に向けての考えについてでございます。

平成18年の法改正を受けまして、本町では平成19年度・20年度の2ヵ年事業で、在宅の低所得高齢者76世帯に78個の火災警報器の給付を行い、日常生活の安全確保と

福祉の増進を図ったところでございます。

また、平成19年度の公営住宅整備事業により住宅266個に警報器を設置し、安全性確保に努めたところでございます。

設置率を申し上げますと、斜里町の平成23年度調査では76.5%、清里町は現在調査途中ですが76%、本町におきましては、6月に対象世帯の約半数について聞き取りを行い、調査途中であります。72%とご指摘のとおり設置率が若干低い状況にあります。

近年、全国的に就寝時間等に発生した火災によって、毎年、たくさんの尊い命が失われています。住宅火災による死者数の6割半数以上が65歳以上の高齢者となっています。

今後も高齢化が進んでいくことから住宅火災による死者の増加が心配されますが、町広報紙等による住民への啓発はもとより、未設置世帯に対しては火災予防運動期間の街頭啓発や防火査察時におきまして設置の働きかけを行うなど指導強化に努めるとともに、あらゆる機会を通して設置を推奨するよう、斜里地区消防組合及び小清水分署に要請をして参りたいと存じます。

次に、2点目のご質問にお答えしたいと思います。

現状における観光の傾向といたしましては、団体旅行が減少し、家族や友人など個人やグループでの旅行が増加している状況で、本町においても、原生花園とはなやかは、ほぼ同じ入り込み数となっておりますし、数年前よりキャンピングカー数台が愛ホールの駐車場に夏の間数日間にわたって停車しているのが見受けられるところでございます。

観光の目的につきましても、景勝地などを見てまわる「見る観光」に加え、スポーツや歩くことを目的とした「する観光」、地域の文化を体験する「体験型観光」、農山漁村地域での自然や地元の方々との交流を目的とした「グリーンツーリズム」など多様化しております。

現在、新たな試みとして、道と網走市・北見市・大空町・小清水町が連携して個人客を対象に周遊バスを運行する「着地型観光」の実証事業や、環境省が主体となり推進している濤沸湖水鳥・湿地センター及び周辺域の自然を散策するエコツーリズムの検討会に、本町も参画し協議をしているところでございます。

ご質問の滞在型観光など多様化する旅行形態に対し、本町に従来からある観光資源や特産品などを踏まえた観光の振興に向けて、観光協会をはじめ、まちおこしに頑張っている人や異業種の方達とも連携し、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）火災報知器の関係ですが、これまでも町で相当努力していただいた、また消防もそれなりの努力はしているということで一定の評価をしますが、普通に行くと70%台まで行くのですが、それ以上というのは、また別の努力をしなければならないという数字になってくるかと思っております。100%を目指しながらどういうことをするか、私の方で提案をしたいのですが、今、自治会運動が年寄りの見回りやいろいろな世話役も含めて活発に動いているわけなのですが、各自治会にお願いをしながら設置に対する啓蒙を深めていただければと思っております。

観光の関係ですが、私が調べましたら、小清水は非常に名所があるわけですが、今でなかったのですが、旧旭野校の資料館だとか各地域に点在する神社の鳥居だとか、濤沸湖の周辺でボートを浮かべてはどうかというようなこともいろいろ考えますと、1日や2日で遊びきれないくらい小清水は広いところでございます。そのようなことも含めて、たくさん人を呼ぶということではなくて、そういう方、少なくともいいですから2日なり3日なり

滞在をして小清水町で遊んでいていただけるような人達をつくっていく、そういう人達に働きかけをしていくというような施策をとればいいのかと私個人で思うのですが、いろいろ観光情報誌などを分析しますと、これからの観光は個人でレンタカーや車で来る、そういうような観光になっていくのではないかというふうに言われておりますけれども、是非たくさんをターゲットにするのではなく、小清水を好きな、小清水に是非来たいというような観光客の導入について、町民の皆さんと役場の職員の皆さんと知恵を出し合えるということが必要ではないかなと思います。特に答弁はいらないのですが、滞在型の観光についてどのように、先ほど言われましたけれども、もう少し下げてもう少し具体的にこういうことも町では考えているということがあれば、ひとつお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き再開いたします。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1 点目の火災報知器の関係でございますが、正直申し上げまして小清水町の設置率が低いという数字も、実は、調査する時点もバラバラですし、調査の中身もどうも一致していないみたいなので、一概に小清水町が本当に低いのかということになるとちょっと違うような気も私個人的にしております。

いずれにいたしましても、100%目指すべきだという森議員のご指摘はそのとおりだと思います。それにつきまして、一つのご提案として、自治会連合会だとか自治会の皆さん方のご協力をいただいて火災報知器を設置するということの推奨については、私はとてもいいご提案だと思いますので、これは町民生活課を通じて、そういったことがとれるのかどうか、まず自治会連合会の方とも協議をさせていただきたいというふうに思っています。そのことによって数%でも、1割でも増えるということになれば一番いいことだというふうに思っておりますので、良き提案だというふうに理解をさせていただきたいと思っております。

ともあれ、住民一人一人の意識を高めることが必要だというふうに思いますので、広報等も通じながら、先ほど答弁したことも含めて考えていきたいというふうに思っております。

次、2点目の観光振興の関係でございますが、森議員のご提案のとおり、これからは個人的な旅行になるだろうというふうに私も思います。観光バスを連れて来ていただくということではなくて、小清水が好きだという方を小清水にぜひ来ていただくような施策を考えていきたいというふうに思っております。

具体的には今こういう施策ということは町として持ち合わせていないところでございますが、これらについては観光協会の方々、そして観光業に携わっているの方々、また広く町民の方々とも何がとれるのかということも含めて検討して参りたいというふうに思います。

お金のかかること、かからないこと、いろいろあろうかと思いますが、一人でも多くの皆さんが小清水のファンになっていただくということが大事かと思っておりますので、森議

員のご提案を含めて、今後検討して参りたいというふうに思います。

答弁に変えさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### ◎報告第 5 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 9、報告第 5 号、小清水町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました報告第 5 号、小清水町一般会計継続費精算報告書について、ご説明申し上げます。

10 ページをお願いいたします。

平成 23 年度より 2 ヶ年にわたり実施して参りました継続費事業につきまして、平成 24 年度をもって事業が完了しましたので、その実績につきまして精算報告書を調製したところであります。

まず、2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍電算システム構築事業は、全体計画欄にあります 2 ヶ年の予算総額 5 千 6 百 28 万円に対しまして、同額をすべて一般財源とした事業実績となっております。

10 款教育費は、統合校舎建設事業の実績額が 1 億 5 千 5 百 52 万 5 千 250 円で、その財源は、国庫支出金 7 億 4 千 5 百 85 万 9 千円、地方債は過疎債で 8 億 2 千 9 百 90 万円、一般財源が 1 億 2 千 9 百 79 万 1 千 525 円となり、給食センター建設事業は、3 億 1 千 1 百 3 千 905 円の実績で、国庫支出金 2 千 4 百 73 万 6 千円、地方債は過疎債で 2 億 6 千 60 万円、一般財源 1 千 4 百 77 万 7 千 905 円で事業が完了したところであります。

以上、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定に基づきまして、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

#### ◎承認第 2 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 10、承認第 2 号、専決した事件の承認について、平成 25 年度小清水町一般会計補正予算第 3 号についてを議題といたします。

説明を求めます。



鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成25年度小清水町一般会計補正予算第3号をご説明申し上げます。

議案の16ページをお願いいたします。

平成24年度繰越明許費で小清水小学校旧校舎等の解体工事を実施したところでありますが、解体により発生したコンクリートブロックの廃棄処理量が当初設計よりも大幅に増加したため、設計変更が必要となったところであります。

発生したコンクリートブロックを速やかに廃棄し、解体跡地の外構整備を遅滞なく実施するためには、設計変更に係る費用の不足分につきまして早急な予算措置が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、補正予算第3号を専決処分したものでございます。

補正予算の内容ですが、予算総額の追加計上はせず、歳出予算におきまして、10款教育費の項の増減を補正計上したものでありまして、まず、3項1目中学校管理費で、既に入札を終えましたグラウンド連絡階段整備工事請負費の入札残額より653万1千円を減額し、2項3目小学校建設費に、屋内運動場解体に係る費用の不足分としまして工事請負費334万5千円、6項3目給食センター費で不足分の工事請負費318万6千円をそれぞれ追加計上したものでございます。

説明は以上となります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番、八木議員。

○5番（八木勝正君）5番。

お尋ねしたいのですが、学校と給食センターと2カ所大幅に数量が増えたということですが、当初どれくらいの数量で設計されていて最終的にどれだけの数量になったのか、数字を教えてくださいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）増えた分はコンクリートブロックの部分でございますが、こちらにつきましては、設計数量で1千121トン、実施数量では2千732トンということになっておりまして、2倍以上の数字となっております。

○議長（坂田秀昭君）よろしですか。

5番。

○5番（八木勝正君）数字をお聞きすると、かなりの違いの、ちょっとやそっとの違いではないような数字だと思うのですが、確かに調査だとか見えない部分だとかでいろいろと難しい部分はあるかもしれないのですけれども、今後、こういった案件また出てくるかと思うのですけれども、今後の対策として、何か今現時点で考えられるようなことはありますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）解体工事の廃棄物の量は、建物の構造に基づく係数によって概算で積算しておりまして、通常はそれほど大きな差は出ないものでございますけれども、今回は一つの要因として、本来コンクリートで想定していなかった部分がコンクリートであったというような要因がございまして、その他の例えば校舎等の解体の部分では大きな差は出ていないものでございます。

今回の例は特殊なものとして、今後も係数による積算で、廃棄物の処分量というのは、

最終的に解体してみなければ確定しないものでございますので、その処分量によって設計変更により精算するという形で実施していきたいというふうに思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、工藤議員。

○7番（工藤孝一君）この第3号補正ですが、これだけの少くない金額と廃棄量も倍でかなりの積算の違いがあるということについて、設計変更による補正だということですが、実際、当初契約する内容についての見積もりや設計についてのミスが、誤りがあったからこういうことではないかと私は感じるのですが、もう一度お聞きしたいのですが、なぜこれだけの量の積算の違いが出たのか、そして、こういった積算の誤りではないかと思うのですが、そういう点、町長にもお聞きしたいのですが、誤りがでざるを得なかったのか質問いたします。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）先ほども申し上げましたけれども、今回処分量が増加いたしました大きな要因として、屋内体育館の1階部分の壁が設計の想定と異なりコンクリートであったことから、その処分量が増加したことが要因の一つでございます。さらに給食センター、床面が配管や機械の設置のために二重構造になっていたということから、その分の処分量も増加しております。

解体工事につきましては、廃棄物の処分量が設計段階では確定しないことから、係数で概算として積算しております。

今回も建設当初の設計図書がないことから、特別な事情がないという想定で係数による積算を行っておりますので、今回は特殊な理由ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、工藤議員。

○7番（工藤孝一君）町長からは答弁はありますか。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）建設課長が答弁したということは、町長から答弁したということですから、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第50号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第50号、町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただいま上程されました議案第50号、町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され、その分につきましては、6月定例町議会において上程・可決をしていただいておりますが、その改正された法律に関連し、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことから、本町におきましても政令等に準じ所要の改正を行うものでございます。

説明にあたりましては、別途配付しております「町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」及び「町税条例改正の概要」によりご説明申し上げます。

初めに、「町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧ください。

1 ページ目の上段に記載のとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されております。

なお、新旧対照表につきましては、現行条例と改正条例の対比のほか、右の欄に改正内容を記載しておりますので、各条文における内容の詳細につきましては説明を省略させていただきます。

次に、配付しております「町税条例改正の概要」をご覧ください。

地方税法の一部を改正する法律の概要につきまして、住民に身近な改正事項を主として、条例改正のポイントに絞って説明したいと思います。

今回の町税条例改正の要旨でございますが、平成25年度税制改正のうち金融所得課税の一本化、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し等が行われたことに伴い、この改正部分について所要の改正及び条文整理を行うものでございます。

税制改正の概要につきましては、主な改正内容として下に記載の2点について、読みながら簡単に説明いたします。

一つは、公的年金関係でございます。

このことにつきまして、1点目は、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとしたものでございます。

施行期日につきましては、平成28年10月1日でございます。

2点目は、年金所得に係る仮特別徴収額の算定方法の見直しが行われたものでございます。

施行期日につきましては、平成28年10月1日でございます。

次に、株式等関係でございますが、このことにつきまして、1点目は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたものでございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日でございます。

2点目は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたものでございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日でございます。

以上で、議案第50号、町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了させていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第50号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第51号

○議長(坂田秀昭君) 日程第12、議案第51号、小清水町子ども・子育て会議条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長(久保弘志君) ただ今上程されました議案第51号、小清水町子ども・子育て会議条例制定についてご説明申し上げます。

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童対策の推進及び地域の子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が平成24年8月に制定、公布されたところでございます。

法においては、市町村はこれらを総合的・計画的に行うために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定するものとされており、その計画の策定等に関し意見を聴くための合議制の機関、いわゆる「子ども・子育て会議」の設置が求められているところでございます。

このことから、本町におきましても計画策定にあたり、幼稚園・保育園・小規模保育等や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期についての意見を聴くこと及び子育て支援施策の調査・審議をする機関として、法第77条第1項の規定により「子ども・子育て会議」を設置するものであり、本条例においてその組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案書の21ページをご覧ください。

第1条は子ども・子育て会議の設置、第2条は会議の所掌する事務、第3条は会議の組織、第4条は委員の任期、第5条は議長及び副議長の設置、次のページ第6条は会議の招集など、第7条は会議への関係者の出席など、第8条は委員の報酬及び費用弁償、第9条は会議の庶務、そして第10条は議長への委任について、それぞれ規定するものでございます。

なお、先程申し上げました「子ども・子育て支援事業計画」は、ニーズ調査の実施等を経て平成26年度末を目途に策定するものでございますが、本計画は「次世代育成支援行動計画」の後期計画、平成22年度から26年度までの5カ年間の後継となるものであり、平成27年度から31年度までの5カ年間の計画となるものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を平成25年10月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。  
議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第52号

○議長（坂田秀昭君） 日程第13、議案第52号、平成25年度小清水町一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君） ただ今上程されました議案第52号、小清水町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6千897万3千円を追加し、予算の総額を43億499万8千円とするものでございます。

6ページの第2表、地方債補正は、新規採択のありました道営美和第5地区農道整備事業の追加に、道営小清水地区農道整備事業費の追加配分及び臨時財政対策債発行可能額の決定に伴いまして、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

まず、2款総務費ですが、1項総務管理費は、4目財産管理費で、ふるさと納税寄付金の積立金1万円、5目防災費で、道の地域づくり総合交付金を受けて防災用毛布を追加購入することとし需用費115万5千円、合わせまして116万5千円を追加、2項徴税費は、1目税務総務費で、創立30周年を迎える小清水町農業青色申告会の記念誌発行事業に係る助成として、交付金20万円を追加計上するものです。

3款民生費は、1項社会福祉費で、障害者自立支援事業の精算による国・道支出金返還金152万1千円と、指定寄附金の積立金50万円の202万1千円を追加、2項児童福祉費で、子ども・子育て支援法に基づき推進する事業経費としまして、関係会議に係る報酬、費用弁償のほか、事業計画策定業務委託料136万5千円に、児童手当の精算に伴う道支出金返還金1万1千円の総額144万4千円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費は、妊娠中の風しん感染を未然に防止するため、妊娠を予定又は希望する女性等のワクチン接種費用を全額負担することとし、2目健康推進費で委託料45万2千円の追加に、5目環境衛生費で、合併浄化槽設置に係る補助金635万円、総額で680万2千円を追加計上するものです。

次のページになります。

6款農林水産業費は、1項3目農業振興費で、エゾシカ防護柵補強事業の補助残額分町負担額1千215万円、4目畜産振興費で、町営牧場指定管理業務仕様書に基づく町責任負担としまして、水上牧場の一部倒壊した小屋の解体費として工事請負費86万千円、模範牧場トラクター修繕負担金60万3千円の146万3千円、総額で1千361万3千円

を追加。

7 款商工費は、1 項 2 目商工振興費で、地域経済活性化事業の追加事業費 9 0 0 万円を計上するものです。

8 款土木費は、2 項 2 目道路新設改良維持費で、破損の著しい町道や街路灯などの修繕費用の追加として、需用費、町道等修繕料 1 千 1 2 0 万円、改修予定町道の実施設計費、用地確定測量など委託料 3 4 7 万 3 千円に、新規採択等のありました道営事業負担金など 1 千 8 4 0 万 3 千円、合わせまして 3 千 3 0 7 万 6 千円を追加。

9 款消防費は、本部人件費削減、消防学校入校費などの追加による増減 7 万 3 千円を追加計上するものです。

次のページ、1 0 款教育費ですが、1 項教育総務費は、教職員住宅修繕費などの追加分としまして、1 目教育委員会費で需用費 2 0 万円に、3 目私学振興費で、私立幼稚園就園奨励費の不足分 4 6 万 1 千円、合わせまして 6 6 万 1 千円を追加、5 項社会教育費は、愛ホールの展示用パネル整備としまして、3 目社会教育施設費の備品購入費 9 1 万 8 千円を追加計上するものです。

8 ページにお戻り下さい。

歳入予算ですが、まず、1 3 款国庫支出金は、浄化槽整備事業に係る衛生費国庫補助金 1 3 2 万 3 千円、幼稚園就園奨励事業に係る教育費国庫補助金 1 0 万 8 千円の 1 4 3 万 1 千円を計上、1 4 款道支出金は、交付決定のありました地域づくり総合交付金につきまして、各事業の目的区分で計上し、総額 5 3 9 万円を追加、1 6 款寄附金は、ふるさと納税及び指定寄附金の総額 5 1 万円をそれぞれ計上するものです。

次のページ、2 0 款町債は、新規採択、事業費追加のあった道営農道整備事業に係る追加分としまして、土木債 1 千 8 4 0 万円を計上、発行可能額の確定によります臨時財政対策債 3 5 8 万 3 千円追加の総額 2 千 1 9 8 万 3 千円を計上、その他財源調整分としまして、1 8 款繰越金で 3 千 9 6 5 万 9 千円を計上するものであります。

なお、1 6 ページの給与費明細書につきましては、子ども・子育て支援事業に係る報酬の追加分ですので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5 番、八木議員。

○5 番（八木勝正君）5 番。

補正予算の中身の中で、商工振興費、地域経済活性化事業 9 0 0 万補正予算を組まれているかと思えます。地域経済活性化事業の資料もいただいた中で、去年、遠藤議員が地域経済活性化事業を延長して欲しいというご質問があった中で、町長の答弁としては、形を変えた形で地域経済活性化事業を考えたいというご答弁だったと思えます。その形を変えた形が今回出てきた事業だというふうに認識します。商品券を使った支給ということで、これは今までとは違った形だということだと思いますので、この辺について、私的には非常に商店街の人たち、町の利用する人たちが喜んでいただける事業ではないかなということで評価をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、1 点だけお尋ねしたいのが、申請事務の窓口として商工会ということでご検討されているみたいなのですが、その理由の一つとして商品券の使用ルールの指導を行うということみたいですが、それについて、もし何か具体的にどういったことを検討されているのか、わかる部分があれば教えていただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分  
再開 午前 12 時 01 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き再開いたします。

権藤産業課長。

○産業課長（権藤結君）今回、商工会を申請事務の窓口とするということにしたのですが、今までは申請書を直接町に持って来ていただいたのですが、何かと一度にそろわないことなどがあつたりして、行ったり来たりするのが大変であつた方もいらっしゃるのでは、商工会が指導機関として間に入ることにより、コピーですとか利便性が図られるのではないかと、それが一点ということと、商品券自体が有効期間もついていますので、その期間内に使われないということがないようなルールを指導していきたいなということ、商工会を窓口とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に。

8 番、高橋議員。

○8 番（高橋隆文君）8 番。

11 ページの第 2 款総務費の中に第 5 目防災費、今年、真空パック毛布で 200 枚用意しているようですが、昨年もある程度購入しているはずなのですが、昨年は浜小・止別の公民館に収納したいというお話でしたが、この 200 枚についてはどこに収納予定なのか、あまり小清水は収納庫的な物は無いように思うのですが、その辺も含めてひとつ答弁お願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤総務課長。

○総務課長（加藤友幸君）お答えをいたします。

現在、防災毛布については浜小清水・止別それぞれに 50 枚置いておりますが、町全体としての備蓄というふうに考えてございます。

現在、役場の部分では 80 枚、今年度当初予算で 20 枚予算措置しておりますので、今回の補正で 200 枚購入するというところで、全体的には 400 枚の備蓄ということでございます。

今検討しておりますのは、実際に避難場所となります愛ホールですとか、そういった所に毛布を備えるという方が実行的ではないかというふうに考えておりますので、現在は橘さんからいただいた倉庫の方に毛布は収納してございますけれども、まだ十分スペースはあるわけですが、いざ使うという段階で役場の方から運び出すのではなくて、実際に避難所となる施設に毛布を備えるということで検討しているところでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第 52 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。  
ここで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前12時05分  
再開 午前 1時00分

- 議長（坂田秀昭君）引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第53号

- 議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第53号、平成25年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

- 保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました議案第53号、平成25年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

(議案書 24ページ)

補正予算書の18ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2千902万5千円とするものでございます。

23ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、4款1項1目前期高齢者納付金は額の確定に伴い不足が生じることから4万8千円追加、10款1項1目償還金は社会保険への遡及加入等に伴い過誤納金払戻金に不足が見込まれますことから70万円追加計上いたしました。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして21ページをお開き下さい。

9款1項1目繰越金は、歳出予算に充当する財源調整分として74万8千円追加計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。



◎議案第54号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第54号、平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました議案第54号、平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の25ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ保険事業勘定において69万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7千396万3千円とするものでございます。

32ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、6款1項1目償還金におきまして、平成24年度給付費等の確定に伴い、国庫・道・支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金の精算を行った結果、超過交付された69万1千円の返還金が必要となりましたので、これを追加計上いたしました。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして30ページをお開き下さい。

7款1項1目繰越金は、歳出予算に充当する財源調整分として69万1千円追加計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第55号、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第55号、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の34ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万4千円を追加し、予算の総額を1億3千612万7千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、39ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、2款事業費、2項建設改良費、1目建設改良費、13節委託料、農業集落排水施設調査診断業務委託料で、3地区における施設の診断業務に必要な経費の不足分104万4千円を追加計上いたしました。

次に、歳入でございますが、37ページをお開き下さい。

歳出で計上した委託料が補助事業であることから、2款道支出金、1項道補助金、1目農業集落排水事業費道補助金で、対象経費の50%分52万2千円を追加計上いたしました。また、財源調整として、5款1項1目繰越金で52万2千円を追加計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第56号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第56号、緑ダム管理操作制御施設改修工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第56号、緑ダム管理操作制御施設改修工事にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事に係る入札につきましては、平成25年9月5日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配付してございます入札及び契約状況表番号1のとおり、1回目の入札で、北海道三菱電機販売株式会社が1億7千959万4千円、消費税込金額1億8千857万3千700円をもって落札したものでございます。

なお、表中下から2段目の愛知時計電機株式会社札幌支店の1億7千777万3千円は最低価格ではありますが、表の上段右側に記載してございます最低制限価格を下回るもので失格となるものでございます。

以上のとおり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第56号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第57号

○議長(坂田秀昭君) 日程第18、議案第57号、スクールバス購入業務にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長(服部隆文君) ただ今上程されました議案第57号、スクールバス購入業務にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この業務にかかる入札につきましては、平成25年9月5日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配付してございます入札及び契約状況表番号2のとおり、1回目の入札で、東北海道いすゞ自動車株式会社網走営業所が1千770万円、消費税込金額1千858万5千円をもって落札したものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第57号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第58号

○議長(坂田秀昭君) 日程第19、議案第58号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長(久保弘志君) ただ今上程されました議案第58号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

この度の規約の変更は、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、当広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改める必要が生じたことから、所要の変更を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表の改正案をご覧ください。

別表第2、備考2で規定している人口割の基礎となる人口について、法律改正に伴い、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となりましたことから、「及び外国人登録原票」を削る文言の整理を行うものでございます。

最後に附則でございますが、第1項は、施行期日を地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日からとし、第2項は、改正規定の適用は平成26年度以後の年度分の負担金からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第58号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時13分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### ◎同意第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、同意第3号、副町長の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました同意第3号、副町長の選任についてご説明申し上げます。

現副町長の森田明氏は、平成17年9月に選任されて以来8年間、私の良き補佐役として本町行政の円滑なる運営に全力を尽くし、その職責を果たしてきたところでありますが、本年9月27日をもって任期が満了となりますので、引き続き同氏を副町長に再任いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

森田明氏の経歴等につきましては、既にご承知のことと存じますので省略させていただきますが、今日、町内外を取り巻く環境が大きく変化している中にあり、地方自治体には、これまで以上に主体性と自己責任のある行財政運営が求められております。このような時にあたり、本町の山積する課題や行財政に精通し、また、職員からの信頼も厚く、副町長に最適任と思っておりますので、再任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第3号、本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時17分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました同意第4号、教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の渡邊等氏は、平成17年10月に就任されて以来8年間、本町教育行政の円滑なる運営に尽力され、教育長として事務局の統括と広範多岐にわたる諸課題に取り組み、その重責を果たしてきたところであります。本年10月6日をもって任期が満了となりますので、引き続き同氏を教育委員に再任いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

渡邊等氏の経歴等につきましては、既にご承知のことと存じますので省略させていただきますが、今日、時代の進展に伴い教育行政の在り方も大きく改革されようとしております。このような時にあたり、これからの行政手腕に期待するところが大きく、また、広く関係者の信望も厚く、教育・学術及び文化に関しましては深い熱意と見識を有しており、教育委員として最適任と思っておりますので、再任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第4号、本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第4号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第22、認定第1号、平成24年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました認定第1号、平成24年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙「監査委員の決算意見書」を添えて上程いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして、別冊の「主要施策成果調」をお手元にお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）中島代表監査委員から決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（中島正喜君）決算審査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。

平成24年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月2日付けで小清水町長宛て文書をもって提出したところでありますが、かいつまんで概要の説明を申し上げます。

審査につきましては、八木監査委員とともに8月5日及び8月9日の2日間で実施いたしました。審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿、証憑等に基づいて計数の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況は、関係諸帳簿と照合検査の結果、計数に誤りはなく適正に表示されており、決算諸表はそれぞれ地方自治法、同法施行令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがいまして、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容、保管状況について適正と認めたとところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差引額と意見書の数値が整合しないものについては、それぞれ千円単位の端数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算審査意見書に沿ってご説明申し上げます。

まず、意見書4ページの一般会計でございますが、歳入総額69億2千867万3千円に対し、歳出総額では65億6千925万1千円となっており、前年度に比較して、歳入で20.2%の増となっております。歳出においては前年度と比べまして18.6%の増となり、歳入歳出ともに前年度を上まわっております。

歳入の増となった主な要因として、5ページの歳入の増減表をご覧くださいと思います。増額したものとしまして、地方交付税で2億4千964万円の増、国庫支出金で1億8千231万9千円の増、町債費で6億6千20万8千円の増が大きなものとなっております。

減少となったものを見ますと、地方特例交付金で1千77万1千円、寄付金で1千797万円などが減少となっております。

下段の町税については、歳入決算額で5億3千895万6千円と23年度の5億2千70万7千円と比べますと、1千824万9千円の増となっており、その主なものとしまし

ては、町民税の1千965万2千円の増がございます。収入率をみますと町税では24年度が96.59%で、前年度と比較して0.67ポイント高くなっております。6ページの税外収入の収入率については96.64%で、前年度と比べますと0.62ポイント高くなっており、未収額につきましても339万4千円と前年度より18.9%減少しております。

今後とも、より一層の歳入確保について、ご努力を望むところでございます。

次に7ページの基金の状況でございますが、一般会計の年度末現在高は34億6千747万2千円で、前年度に比べ8.4%の増となっております。

また、年度末における地方債の残高は87億4千669万2千円で、前年度と比べますと9億267万5千円の増、8ページの債務負担行為につきましては14億973万円で、前年度と比べますと5千896万9千円の減となっております。

9ページの主要財政指数等につきましては、財政力指数で24年度は0.189で、前年度と比べ0.006ポイント減少しており、経常収支比率につきましても72.2%で、前年度と比べ2.9ポイント減少しております。

実質公債費比率につきましては、9.6%で前年度に比べ1.5ポイント減少し、公債費負担比率につきましては21.4%と、前年度に比べ5.3ポイント増加、起債制限比率につきましては8.5%と、前年度に比べ0.2ポイント増加しております。公債費負担比率につきましては20%を超えておりますが、一次的に償還額が増加した特殊事情によるものであり、やむを得ない状況であると思われれます。

予算執行率及び事務手続き等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、10ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額では9億2千454万4千円、前年度と比較して0.6%増額しましたが、歳出総額では9億482万7千円で、前年度と比較して1.3%減少しております。

11ページ、国民健康保険料の歳入決算額では、2億9千42万9千円で、前年度と比べますと0.5ポイント高くなっており、また未収額は1千150万8千円で、前年度と比べ4.5%減少しております。

歳出については、12ページの前年度比較をみますと、後期高齢者支援金で1千193万円、介護納付金で265万6千円、共同事業拠出金で303万5千円、諸支出金で533万9千円増加しておりますが、保険給付費で3千572万円減少するなど、全体的には1千218万6千円前年度を下まわっております。

総体的に適正に執行されておりますが、法定外による一般会計からの繰入金で6千200万円でございます。諸事情が重なったこととは思われれますが、健全な会計運営を目指しご努力されますことを望みます。

次に、13ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額では7千160万9千円、前年度と比較して10.0%、歳出総額では7千76万3千円で、前年度と比較して10.0%それぞれ増加し、歳入歳出とも前年度決算額を上回っております。

14ページ、歳入の後期高齢者医療保険料の歳入決算額では4千920万4千円で、収入率は99.85%と、前年度と比べますと0.07ポイント高くなっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、15ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は3億7千353万8千円、歳出総額は3億7千276万8千円、サービス事業勘定では、歳入総額は2億7千935万5千円、歳出総額は2億7千935万5千円と、ほぼ例年並みに推移しております。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度としてスタートし、13年が経

過したところでございますが、制度改正なども行われるようでございます。高齢者を取り巻く環境はさらに厳しくなると思われることから、高齢者の安心確保に努めていただきたいと思います。

次に、19ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額では1億9千24万1千円で、前年度と比べますと20.6%の増、歳出総額では1億7千66万1千円で、前年度比では15.0%増加しております。

20ページの水道使用料につきましても、調定額に対して96.17%の収入率と、前年度より0.16ポイント上まわっており、未収額についても305万3千円で前年度より4.5%減少しています。引き続き、安全で安定した供給のために運営管理に万全を期していただきたいと思います。

次に、21ページ農業集落排水特別会計でございますが、歳入総額では1億4千838万9千円で、前年度と比べますと8.0%の減、歳出総額では1億3千861万5千円で、前年度比では11.7%とそれぞれ減少し、歳入歳出とも前年度決算額を下回っております。22ページの農業集落排水使用料の歳入決算額では5千489万6千円となっており、収入率を見ますと94.82%と、前年度と比べ0.07ポイント上回っております。また、未収額についても299万9千円と減少しており、今後とも簡易水道事業と連携しながら、さらなる健全財政維持のため徴収方策を強化し、使用料の確保に万全を期していただきたいと思います。

歳出については、特に申し上げることはございません。

以上、平成24年度の決算審査について意見を述べたところでございますが、昨今の厳しい財政状況下にあつて、全体的に事務・事業は的確に執行されていると評価するものがあります。歳入における一般会計の町税等の収入率が0.67ポイント、特別会計では保険料等の収入率においても0.22ポイントそれぞれ上昇し、ともに収入未済額も減少しています。このように、全般的に収入率が上昇したのは、徴収強化委員会を中心に滞納処分や延滞金の徴収を積極的に周知したことなどの徴収強化が功を奏したものと思われまふ。これらの努力は高く評価することができ、今後もよりいっそうの徴収強化を望むところではす。

歳出においては、義務的経費の削減などの行財政改革の取り組みが行われるなど、鋭意努力されており、全般的に適正に執行されております。ただし、補助団体への補助金の支出にあつては、補助金額に近い翌年度繰越金が存在する団体が見受けられますので、さらに精査を重ね効果的に事業が執行されるよう留意願います。

一般会計における財政構造をみますと、財政力指数は前年度に比べ0.006ポイント減少していますが、大きな変動はなく問題のない範囲と思ひます。

普通交付税については、前年比10.0%増加していますが、財政状況は依然として厳しく、予断を許さない状況ですので、今後の景気動向に注視しながら適切な財政運営を望むところでございます。

町行政としては、多様な行政需要や行政課題に対処していかなければならず、難しい財政運営を余儀なくされることと思ひますが、引き続きさまざまな課題に適切に対応しながら、将来にわたつて自立した地域社会を堅持していくためにも、先例や現状に安住することなく、知恵を出し合い、新たな発想のもとでまちづくりを進めていかれますよう切望するところでございます。

今後とも、事業執行にあつては最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的な行政施策の遂行と財政の安定及び健全性の維持に取り組み、町政の発展と住民福祉の向上に努められるよう要望し、決算審査の意見とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けまふ。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思ひます。

さらに、審査の方法は、議会閉会中の継続審査とし、議会が本件の審査終了を議決するまで審査を行うことにいたしたいと思ひます。

お諮りいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に下平正吾議員、副委員長に高橋隆文議員を指名いたします。

#### ◎閉会の宣言

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第4回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後 1時39分)